

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

政令の一部改正（軽減判定基準の変更）、国の通知及び地方税法（国民健康保険料の徴収猶予可能期間の変更）に準じ、吹田市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 軽減判定基準の変更

ア 改正

所得が一定基準以下の世帯に対して、政令・条例に基づき均等割・平等割の保険料をそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置があります。5割・2割軽減について、軽減判定所得の見直しを行います。

(ア) 5割軽減の所得基準

【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+29万5千円×（被保険者数）以下

【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+30万5千円×（被保険者数）以下

被保険者
一人当たり
+10,000円



(イ) 2割軽減の所得基準

【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+54万5千円×（被保険者数）以下

【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+56万円×（被保険者数）以下

被保険者
一人当たり
+15,000円



イ 判定額引き上げに伴う影響

軽減基準額が拡大されることに伴い、低所得者に係る保険料が引き下げられます。

・軽減世帯数（7割・5割・2割）が、約21,010世帯→【改正後】約21,190世帯

【内訳】・新たに2割となる世帯・・・約30世帯

・2割から5割軽減に移行する世帯・・・約150世帯

※令和7年（2025年）1月6日現在の推計

(2) 国民健康保険料の徴収猶予可能期間の変更

納付者が条例第21条第1号から第5号のいずれかに該当したことにより、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合、申請により、納付することができないと認める金額を限度として、6月以内の期間に限って、徴収を猶予することができるとしています。

今般の国からの通知に基づき、急患等疾病により一時的に納付困難な者に対して徴収猶予可能期間を1年以内とすることに合わせて、他の要件における徴収猶予可能期間も地方税法に準じて1年以内とします。

条例第21条（条文略）

- (1)天災その他の災害を受けたとき。
- (2)納付者又はその者と生計を一にする者の疾病のため、異状の出費をしたとき。
- (3)納付者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (4)納付者がその事業又は業務に甚大な損害を受けたとき。
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

3 施行期日

令和7年（2025年）4月1日